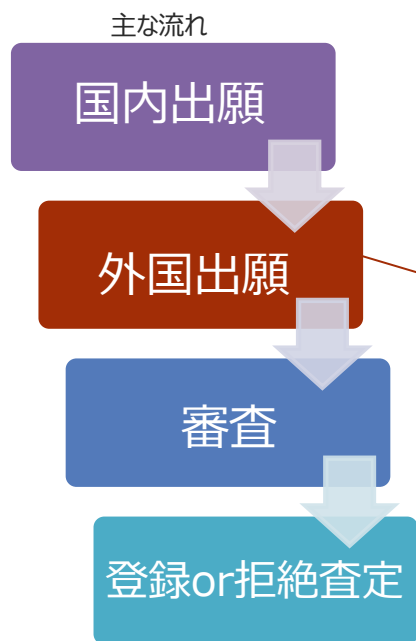


外国出願補助金（中小企業等外国出願支援事業）

外国出願費用の負担を軽減したい！という企業の方へ

海外市場での販路開拓や模倣被害への対策など、進出先において特許権や商標権等を取得することは重要です。
特許庁事業を活用し、（公財）ひろしま産業振興機構では外国出願に要する費用を助成します。

I 補助金制度の概要



【補助率】

1 / 2

【補助対象経費】

外国出願に要する費用

- ①外国特許庁への出願費用
- ②現地代理人費用
- ③国内代理人費用
- ④翻訳費用

【補助上限額】

特許 150万円

実用新案 60万円

意匠 60万円

商標 60万円

冒認対策商標 30万円

※複数案件を申請できます。

ただし、1企業あたりの上限額は300万円です。

※消費税及び地方消費税は対象外



II 公募時期

※第2回・第3回公募については、第1回の公募の採択件数および交付決定額によって、開催なしとなる場合もあります。予めご了承ください。

例年
3回

- 第1回 5-6月頃
- 第2回 7-8月頃
- 第3回 9-10月頃

具体的な公募期間や交付申請書様式についてなど、
詳しくは、QRコードもしくは以下のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.hiwave.or.jp/purpose1/intellectual/g-shutugan/>



外国出願補助金・詳細 ▼

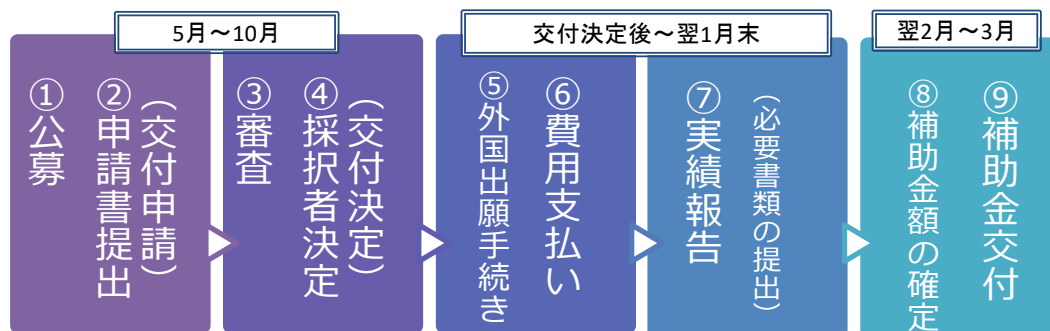
※ジェトロ（日本貿易振興機構）でも、別途、本補助金の公募期間を設けています。
詳細はジェトロのホームページをご確認ください。

III 要件



- ・広島県内に主たる事業所を有する中小企業等（詳細な定義は募集要領をご確認ください）
※いわゆる「みなし大企業」ではないこと
※確定している課税所得について、直近過去3年分各年又は年平均額が15億円を超えていないこと
- ・外国特許庁への出願と基礎となる国内出願が、同一内容であり、かつ出願人名義が同一である中小企業等
- ・外国特許庁への出願業務を依頼する国内の選任弁理士等の協力が得られる中小企業等、もしくは同等の書類を提出できる中小企業等
- ・国及び弊財団が行う本補助事業完了後5年間の状況調査に対し、協力する中小企業等

IV スケジュール



【審査について】

- ・審査委員会にて、書類審査により決定します。
- ・主な審査項目
①権利可能性 ②事業性 ③資金力・資金計画
- ・5つの加点項目を設けています。1つでも該当する場合、審査の加点対象となります。詳細は、弊財団ホームページ上の本補助金公募募集ページをご確認ください。

※審査の時期について、第1回公募は7月中旬、第2回公募は9月中旬、第3回公募は10月下旬を予定しています。

担当窓口

公益財団法人ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター（担当 清崎）

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ3階

電話：082-240-7718 FAX：082-242-7709 メール：c-syutugan@hiwave.or.jp

ご不明な点等
お気軽に
お問い合わせください！

